

News Letter

2019年

8月

中国四国農政局
香川県拠点

～温暖な地で果物を栽培したい～

西森くだもの農園

香川県高松市の北西部に位置する中山町へ平成23年に千葉県から夫婦で移住（Iターン）し、地元農家で2年間の研修を経て独立、果樹栽培に取り組んでいる西森茂さんをご紹介します。



西森さんご夫妻

また、みかんを作っていると思うのは、果物の中でも価格が一番安い部類なので、高級路線と違い、安くておいしいものを沢山の人に食べてもらえることです。

地元の笠居地区の若手農家グループと県内外へ研修に行ったり、地域の行事に参加したりすることで、人との付き合いが増え、人間関係が濃くなり、移住してよかったと感じています。



地元小学生のみかん狩り

西森さんは、もともと島根県出身で、そこより南の暖かい場所で果物を作りたいと考えて研修先を探していたところ香川県のみかん農家を紹介され、研修を受ける中で気候も良く就農にも自信が持てたことから移住先に決めました。

現在約3haの面積を経営しており、温州みかんを中心に中晩柑、ビワ、キウイ、レモン等を栽培しています。温州みかんは約三分の一が小原紅早生で、主力として増やしていく予定です。露地栽培の他、簡易型ハウスで越冬完熟させることで付加価値を高めて「越冬みかん」として年明けから販売しています。

販売先は、約8割がインターネットで、固定客も増えてきており、他はJAや市場に出荷しています。

みかん狩り体験など販路拡大のイベント等を農業のコンサルタントと連携して行ったり、地元の小学生を招いて収穫体験等も行っています。



越冬みかん

「今、農業者は減少傾向で高齢化が進んでいる。若者にとっては需給バランスを考えれば逆にチャンスであると思う。自分は、週休3日で、収入も安定している。うまくやればもうかる仕事であると思うので、若者に是非チャレンジしてほしい」と最後に熱く語っていただきました。

詳しくは、西森くだもの農園 Facebook
<https://ja-jp.facebook.com/wwffjp/>

写真提供：西森くだもの農園

地理的表示（GI）の登録について



農林水産省は、「善通寺産四角スイカ」を地理的表示（GI）として、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）に基づき、登録（登録番号第82号）しました。

地理的表示（GI）保護制度は、地域で長年育まれた特別な生産方法によって、高い品質や評価を獲得している農林水産物・食品の名称を品質の基準とともに国に登録し、知的財産として保護するものです。

（詳しくはこちら）

<http://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/chizai/190614.html>



「あふてらす農林漁業はじめるサイト」を開設しました

これまで農林水産業と繋がりなかった皆さんが「農林水産業について知りたい！始めたい！」と思っても、品目、規模、地域、本人のスキルなどによって、仕事の選び方、始め方はさまざまであり、どこを見て、どこに相談したらよいか分かりにくい状況でした。

そこで、農林水産省は、

- ・農林水産業との関わりがなかった皆さんへの一次産業の魅力の紹介
- ・農林水産業に仕事として関わりたい人のための全国各地の求人情報や就業支援フェア等の開催情報の提供
- ・就業に当たっての支援制度や関連する情報の提供
- ・生産品の6次産業化や付加価値の向上に挑戦するための情報の提供

を目的とするポータルサイト「あふてらす 農林漁業はじめるサイト」を開設しました。



© 2019 農林水産省

（詳しくはこちら）

http://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/koho/190621_13.html

（あふてらす～農林漁業はじめるサイト～（農林水産省）はこちら）

http://www.maff.go.jp/j/aff_terrace/index.html

編集：中国四国農政局 香川県拠点

〒769-0019 高松市サンポート3番33号

TEL (087)883-6500(内線3513) FAX(087)883-6504 <農政局HP> <http://www.maff.go.jp/chushi/>

◆ニュースレターに関するアンケートにご協力ください。 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/chushi/form/nl180401.html>